

5

相続・遺言

法律情報サービスのご利用について

- ・資料や情報の提供のみを行うサービスです。法律上の相談やアドバイスはいたしません。
- ・オンラインデータベースは1階予約端末からお申込みください。
- ・ほかの調べ方は、1階「総合案内・相談カウンター」でお尋ねください。

東京都立中央図書館

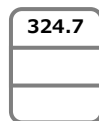
東京都港区南麻布 5-7-13

☎ 03-3442-8451 (代)

本の探し方

📖 蔵書検索（館内・インターネット）

キーワード＜相続＞＜遺言＞＜墳墓＞等で検索可能。



📖 本棚に行って探す

本はテーマ別に与えられた番号順に並ぶ。

相続・遺言の本の分類は主に **324.7**。入門書は1階法律コーナー「相続・遺言」。

身近な人が亡くなったとき

■『身近な人が亡くなった時の相続手続きと届出のすべて』改訂新版 あさ出版

(324.7/5234/2024)

身近な人が亡くなってから行う手続き・届出の1年間のスケジュールを紹介。

申請書類の記入例も掲載。

■『身近な人が亡くなった後の手続きのすべて』新訂版 自由国民社

(324.7/5186/2024)

葬儀や法要、保険、年金、相続手続、預貯金の解約、相続税に関する手続きや届出を案内。

■『すぐに役立つ知っておきたい!最新身内が亡くなったときの届出と法律手続き』

三修社

(385.6/5303/2022)

身内が亡くなったときに必要な手続きや、遺産分割、相続登記、遺族年金、相続財産の評価等を解説。世帯主変更届、相続税の申告書といった様式の記載例あり。

■『弁護士が教えるいろんなお墓と安心の改葬・墓じまい トラブルにならないやり方がよくわかる』秀和システム

(385.6/5330/2025)

改葬・墓じまいの手順や基本知識を紹介。家族や親戚、菩提寺等との間に起こり得るトラブルやその解決方法を弁護士が解説。

相続・遺言

■『よりよい相続のために!!相続手続・申告シンプルガイド』改訂版

大蔵財務協会

(345.5/5269/2024)

相続税の申告・納税期限は、亡くなってから 10 ヶ月。

期限までにスピーディーに申告するためのガイド。

■『すぐに役立つこれだけは知っておきたい!遺言書の書き方と生前贈与の法律と税金』三修社

(324.7/5405/2024)

遺言、相続の基本から登記、相続税、贈与税まで、遺言書の記載例を多数掲載。

■『フローチャートでわかるかんたん相続登記』日本加除出版

(324.7/5380/2023)

2024（令和 6）年 4 月 1 日から義務化された「相続登記」の申請方法をフローチャートで解説。

■『相続と遺言のことならこの 1 冊』第 9 版 自由国民社

(324.7/5050/2022)

相続・遺言に関する基礎知識からトラブル解決まで解説。

■『おひとりさま・おふたりさまの相続・終活相談』新日本法規出版

(324.7/5409/2024)

家族のあり方が多様化した現在、「おひとりさま」や子供のいない夫婦「おふたりさま」のために相続問題を Q&A でわかりやすく解説。

■『磯野家の家じまい 相続・終活の専門家が教える幸せな実家のたたみ方』リベラル社

(365.3/5889/2025)

「サザエさん」の磯野家を舞台に、70 代になった波平とフネだけで暮らす一軒家の家じまいと終活方法を専門家が解説。家じまいと終活のチェックリストあり。

相続に関わる法律

■『民法 親族・相続』第8版 有斐閣 (324.6/5326/2025)

民法第4編（通称「親族法」）と第5編（通称「相続法」）の法学学習者向けテキスト。

■『親族法・相続法』第6版 尚学社 (324.6/5023/2022)

■『図解相続税・贈与税』大蔵財務協会 年刊 (345.5/5099/)

相続税・贈与税を図表やフローで詳しく解説。

判例

■雑誌『別冊ジュリスト』59巻3号 通巻264号 (2023年2月) 民法判例百選 3 親族・相続 [第3版] 有斐閣

■『判例先例相続法 1～5』日本加除出版 (324.7/5043/1～5)

■『判例プラクティス民法 3 (親族・相続)』第2版 信山社
(324.0/5234/3-2020)

無料相談機関

■東京都行政書士会 市民相談センター

☎03-5489-2411 12:30～16:30（土日祝祭日・年末年始等除く）

<https://www.tokyo-gyosei.or.jp/conference/counseling-center/living.html>

■東京公証人会 東京の公証役場

<https://www.tokyokoshonin-kyokai.jp/place/>

遺言等の公正証書の作成、文書の認証等の相談を各公証役場で受付。